

第2編

基本構想

第1章 まちづくりの基本目標

第1節 まちづくりの基本理念と将来都市像

第5次焼津市総合計画のまちづくりの基本理念は、「焼津市・大井川町合併基本計画[※]」を尊重し、『いかす』『やさしい』『はぐくむ』をキーワードとする基本理念を引き継ぐとともに、新たに「人と未来に『つなげる』まちづくり」を加え、以下の4つの理念を定めます。

また、これらのまちづくりの基本理念を踏まえ、本市の目指す将来都市像を以下のとおり、定めます。



※焼津市・大井川町合併基本計画：焼津市と大井川町の合併にともない、新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくことを目的に、市町村の合併の特例等に関する法律（第6条）に基づく法定計画として、焼津市及び大井川町合併協議会が作成したもの。

「人がキラリ」

市民の誰もが平和を願い、心と体の健康を保ち、生きがいと幸せを感じ、お互いを思いやり、ふれあい、助け合いながら、いきいきと暮らしている姿は輝いています。

私たちは、キラリと輝くことによって、新たな活力を生み、私たちのまち焼津を輝かせるとともにその輝きを受け継ぐ次世代を育てていきます。

「海がキラリ」

海・山・川の豊かな自然環境とその景観、豊富な資源など、海に象徴される地域資源を活かしてこそ輝きが増します。

私たちは、これからも歴史、文化、産業の起源であり、焼津そのものを象徴するともいえる海をキラリと輝く状態で守り続け、未来につなげていきます。

「まちをキラリ」

市民が郷土に誇りを持ち、まちを愛し、自らまちづくりに関わりを持つことにより、まちはもっとキラリと輝きを放ちます。

私たちは、自然と共生しながら、これまでの伝統・文化や産業を守りつつ、新たな創造や発展により元気な焼津をつくとともに、キラリと輝く情報を世界に発信していきます。

私たちは、「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ～活力と自然の恵みに満ちたまち 焼津～」を将来都市像として、人と自然がともに輝き、活力に満ちたまちの実現を、協働のまちづくりにより目指します。



第2節 将来人口の目標

1. 総人口

本市の総人口は、第5章第3節の「1. 総人口と世帯数の推移」のとおり、目標年次である平成30年（2018年）には、平成17年人口に対して1.7%減少し、140,714人になるものと予想されます。特に生産年齢人口（15～64歳）の割合が7.4ポイント減少し、老年人口（65歳以上）が9.7ポイント増加するなど、経済・社会活動の担い手となる生産年齢人口の減少による活力低下と社会保障給付費の増大による財政上の負担増が懸念されます。

このため、豊かな地域資源や交通ネットワークの優位性を活かしながら、地場産業の振興や企業誘致による雇用創出、土地区画整理事業の推進による快適な居住地域の形成、子育て環境の整備などによる定住の促進を図り、現在の人口を維持することとし、平成30年の目標人口を143,000人と設定します。

2. 就業人口

本市の将来就業人口は、目標人口を現状維持の143,000人と設定することにより、第5章第4節の「1. 産業別就業人口の推移」における、平成27年の就業人口を71,300人、平成30年の就業人口を70,600人と設定します。

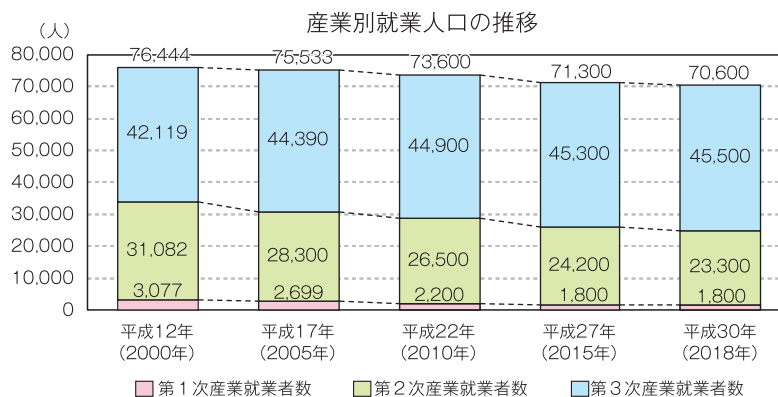
これにより、平成17年度の産業別就業人口と比較し、第1次産業就業者数は33.3%減の1,800人、第2次産業就業者数は17.7%減の23,300人、第3次産業就業者数は2.5%増の45,500人になるものと想定します。

産業別就業人口の推移

区 分		平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)
就業人口総数	就業者(人)	76,444	75,533	73,600	71,300	70,600
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業就業者数	就業者(人)	3,077	2,699	2,200	1,800	1,800
	構成比(%)	4.0	3.6	3.0	2.5	2.5
第2次産業就業者数	就業者(人)	31,082	28,300	26,500	24,200	23,300
	構成比(%)	40.7	37.5	36.0	33.9	33.0
第3次産業就業者数	就業者(人)	42,119	44,390	44,900	45,300	45,500
	構成比(%)	55.1	58.8	61.0	63.5	64.4
分類不能の就業者数	就業者(人)	166	144	0	0	0
	構成比(%)	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0

資料：国勢調査（平成22年以降は推計）

※構成比は表示単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の合計が100%にはならない場合がある。



※総数に産業分類不能人口を含むため、内訳の合計と一致しない場合がある。

第2章 施策の大綱

まちの将来都市像「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ～活力と自然の恵みに満ちたまち 焼津～」を実現するための基本方向として、次の6つの施策の大綱を設定します。

1. みんなが安心して暮らせるまちづくり

必要なときに良質な医療が受けられるよう、地域の基幹病院である市立総合病院と診療所との地域医療連携の強化や救急医療体制の整備など、医療供給体制の充実を図ります。

また、少子化対策として、地域全体で子どもを安心して生み育てることができる環境の整備・充実を図ります。

さらに、就業機会の拡大や高齢者の健康づくり、介護予防など住み慣れた地域で自立して心豊かに暮らせる環境づくりなど福祉の充実を図り、市民の誰もが生涯を通じ、安心して、健康で幸せに暮らせる、住みたい・住み続けたいまちづくりに取り組みます。

2. 安全で快適なまちづくり

地震・津波・水害などに備えた防災対策の強化とともに、消防体制の充実や犯罪・交通安全に対する地域をあげた取り組みの強化など、危機管理体制を確立し、災害に強く、安全なまちづくりに取り組みます。

また、緑化の推進など、人と自然に配慮した基盤整備と「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの^{*}考え方に基づく交通環境の整備や公園等の公共施設の整備を図り、だれもが安全で快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

3. 豊かな心を育てるまちづくり

子どもたちが、豊かな感性と生きる力を育み、次代を担う人材として成長していくことができるよう、幼児教育・学校教育の充実を図ります。

また、市民一人ひとりが自主的・主体的に生涯にわたって文化、学習、スポーツなどの活動を行うことのできる環境づくりや人材育成など生涯学習の充実を図ります。

さらに、長年培われてきた郷土の文化を継承し、郷土愛を醸成するとともに、広島、長崎とともに被ばく市民を持つ焼津市として、核兵器による被ばく体験を後世に継承し、焼津から平和の願いを発信していくなど、豊かな心を育てるまちづくりに取り組みます。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつ様々な特性や違いをこえて、はじめから全ての人が利用しやすいように配慮した、環境、施設、製品などをつくる考え方のこと。

4. 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

基幹産業である水産業をはじめ、農林業、工業、商業の各産業における担い手の育成や安定した経営の実現に向けた取り組みを支援し、地域産業の振興を図ります。

また、豊かな地域資源や道路・鉄道・港のある恵まれた地理的特性、富士山静岡空港や東名焼津・吉田間の新インターチェンジなどの新たな交通基盤を活かして企業や観光客を誘致し、雇用の創出・確保、交流・定住人口や物流の増加を図ります。

さらに、産官学民の連携による焼津ブランドの確立など、一層の地域産業の振興を図り、人やモノが行き交う活力とにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

5. 人と自然が調和するまちづくり

海・山・川の風光明媚な豊かな自然に恵まれ、その自然を背景として、風土に根ざした生活・産業が培われており、この貴重な自然といつまでも共生できるよう、自然環境の保全を図ります。

また、環境教育の充実やごみ減量のための3R^{*}運動の推進などにより、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成を図り、人と自然が調和するまちづくりに取り組みます。

6. 市民と行政がともに創るまちづくり

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、ともに支え合い、個性と能力を十分に発揮して生きていくことができる社会を築いていくため、男女共同参画^{*}やユニバーサルデザイン、多文化共生^{*}などの理念の普及に取り組み、市民の意識の向上を図ります。

さらに、地域全体としての力（地域力）を発揮・向上させるため、市民意識の高揚と一層の情報公開と情報交換を推進するとともに、市民のまちづくりへの参画と主体的な活動を促進し、協働のまちづくりを推進します。

また、市職員の意識改革や資質向上などにより、成果を重視した市民目線による行政経営を行うとともに、収入確保と経費の節減などによる健全な財政運営に取り組みます。

※産官学民の連携：新規産業の創出・育成などを目的として、企業などの産業界（産）、行政（官）、大学などの研究機関（学）、市民（民）が一体となって協力しながら取り組むこと。

※3R：3Rとは、Reduce（リデュース）：減らす、Reuse（リユース）：再び使う、Recycle（リサイクル）：再資源化の3つの語の頭文字をとった言葉で、1.リデュース（廃棄物の発生抑制）、2.リユース（再使用）、3.リサイクル

（再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示している。

※男女共同参画：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画し、喜びと責任を分かち合うこと。

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

第3章 土地利用の構想

第1節 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活や生産活動全般に係る共通の基盤であることから、その利用のあり方は市民の生活や地域の発展と深い関わりを持ち、市全体の活力にも大きく影響を及ぼすものです。

このため、本市の土地利用は、次に示す5つの基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとします。

1. 自然環境を保全し、やすらぎの空間を創出するための土地利用

豊かな自然が残る高草山、大崩海岸を含めた駿河湾に臨む15.5kmの海岸線一帯、大井川河口などの良好な自然環境を保全する土地利用を図り、人と自然のふれあいの場などとして、市民にやすらぎのある空間を提供します。

2. 災害に強い安全な土地利用

土砂災害対策や河川改修などにより、風水害や地震などの自然災害に対する安全性を高める土地利用を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

3. 市民生活の利便性を高め、安心して暮らせる空間を創出するための土地利用

土地区画整理事業などによる計画的な都市基盤の整備により、良質な住宅地の形成や都市機能が集積する土地利用を図り、市民生活の利便性を高め、市民が安心して暮らせる空間を創出します。

4. 経済的に安定した市民生活並びに自主財源を確保するための土地利用

焼津漁港や大井川港などの産業基盤施設や富士山静岡空港、設置が計画されている東名高速道路の新インターチェンジなどを活かし、経済的に安定した市民生活のための雇用の場の確保・拡大や持続的に良質な住民サービスを提供するための自主財源の確保を図るため、道路や排水路などの基盤整備を積極的に推進しながら、周辺環境との調和に配慮しつつ、優良な企業の適正な立地を促進します。

5. 地域の特性を活かすとともに市民と共に創る土地利用

自然環境や景観、歴史、文化などの特性を活かすとともに、市民の意見や考えを積極的に取り入れ、各地域のまちづくりに活かします。

第2節 ゾーン別の土地利用の基本方向

1. 市街地ゾーン

現行の市街化区域（工業ゾーン、流通業務ゾーン及び港利活用ゾーンの市街化区域を除く）と一部の外縁部を含めた地域一帯を『市街地ゾーン』として位置づけ、無秩序な市街化を抑制するとともに、計画的な市街地整備や適正な土地利用の誘導、都市防災機能の向上などにより、安全で快適な市街地の形成を図ります。

2. 工業ゾーン

現行の工業専用地域、工業地域、既存の工業施設集積地及び新規に工業施設を導入する区域を『工業ゾーン』として位置づけ、低・未利用地などを活用した新たな工業用地の確保・整備を進めるとともに、工業地としての環境の維持・向上を図ります。

3. 流通業務ゾーン

東名高速道路焼津インターチェンジ周辺を『流通業務ゾーン』として位置づけ、流通業務施設の適正な誘導により、まとまりある流通業務地の形成を図ります。

4. 田園集落ゾーン

農地と住宅地、集落地が共存している現行の市街化調整区域（工業ゾーン、流通業務ゾーン及び緑の自然ゾーンの市街化調整区域を除く）を『田園集落ゾーン』として位置づけ、まとまりある農用地の維持・保全を図っていくとともに、農住が共生した良好な地域環境の維持・向上を図ります。

5. 緑の自然ゾーン

市街地の背景となる高草山をはじめとする北部山地一帯及び小川漁港から大井川港にかけての海岸一帯を『緑の自然ゾーン』として位置づけ、良好な自然環境（森林・農地）の保全・活用を図るとともに、山地災害などに対する安全性を高めます。

6. 港利活用ゾーン

焼津漁港一帯及び大井川港一帯を『港利活用ゾーン』として位置づけ、活力ある港、災害に強い港、市民に親しまれる港づくりを進めます。

土地利用構想図

